

鳥栖市訓令第14号

鳥栖市公印規程（昭和 6 3 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前							改 正 後						
別表第 3							別表第 3						
名称	ひ な 形	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	形状	書体	使用区分	取扱責任 者	名称	ひ な 形	寸 法 (ミ リ メ ー ト ル)	形状	書体	使用区分	取扱責任 者
略							略						
市長印	2	2 0	〃	〃	略		市長印	2	2 0	〃	〃	略	
					妊婦健診受診票 (補助券)	健康増進 課長						妊婦健診受診票 (補助券)	健康増進 課長
					乳児一般健康診 査受診票 産婦（2週間・ 1か月）健康診 査受診票							乳児一般健康診 査受診票 産婦（2週間・ 1か月）健康診 査受診票 <u>新生児聴覚スク リーニング検査 受診票</u>	
		略						略					

		略				
		略				
略						
市長職務代理者印	5	20	//	//	略	
					妊婦健診受診票 (補助券)	健康増進 課長
					乳児一般健康診 査受診票	
					産婦(2週間・ 1か月)健康診 査受診票	
					略	
略						
略						
略						

		略				
		略				
略						
市長職務代理者印	5	20	//	//	略	
					妊婦健診受診票 (補助券)	健康増進 課長
					乳児一般健康診 査受診票	
					産婦(2週間・ 1か月)健康診 査受診票	
					<u>新生児聴覚スク リーニング検査 受診票</u>	
略						
略						
略						

附 則

この訓令は、令和8年7月2日から施行する。

鳥栖市訓令第 15 号

鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（平成 14 年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
第 1 条 この規程は、鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 29 年条例第 29 号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 この規程は、鳥栖市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 29 年条例第 29 号。 <u>以下「条例」という。</u> ）の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の免除に関し、 <u>必要な事項を定めるものとする。</u>
第 2 条 <u>職員が次の各号の一に該当する場合は、その職務に専念する義務を免除する。</u>	第 2 条 <u>条例第 2 条第 4 号に規定する任命権者が定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u>
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
	(6) <u>任命権者が認める総合的な健康診査を受ける場合</u>
	(7) <u>妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食する場合</u>
	(8) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 24 条の規定による特定保健指導を受ける場合</u>
	(9) <u>消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合</u>
	(10) <u>地震、火災、水害その他重大な災害に際し、任命権者が職員をその本務以外の業務に従事させる場合</u>
(6) 略	(11) 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。